

函館市風しん抗体検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、風しん抗体検査（以下「検査」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の趣旨)

第2条 この検査は、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していない（以下「低抗体価」という。）者を発見し、風しんの予防接種の効果的な促進を図ることにより、風しんの流行および先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的とする。

(対象者)

第3条 検査は、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、妊娠している者、過去に検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者または検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者は除くものとする。

(1) 妊娠を希望する女性

(2) 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 低抗体価の妊婦の配偶者および同居者

(検査実施機関)

第4条 検査は、市長が検査を実施するに相当と認めた医療機関（以下「実施機関」という。）で実施するものとする。

(検査の実施方法)

第5条 検査は、赤血球凝集抑制法（H I法）または酵素抗体法（E I A法）により実施するものとする。

(検査結果の通知等)

第6条 実施機関は、検査結果を保健所長に速やかに報告するとともに、検査を受けた者（以下「被検者」という。）に通知する。

2 検査の結果、低抗体価と判断された者に対しては、風しん含有ワクチンの接種を勧奨するものとする。

(被検者の費用負担)

第7条 検査に要する被検者の費用負担は、無料とする。

(書類の保存期間)

第8条 検査に関する書類は、検査を実施した年度の終了後5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第9条 検査に関わった者および従事した者は、業務上知り得た被検者の秘密その他業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検査の実施等に関し必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。